

令和4年かすみがうら市教育委員会3月定例会 会議次第

日時 令和4年3月30日(水)
午前9時～
場所 あじさい館 研修室2

1 開会

2 あいさつ

3 教育長報告

4 議題

- (1) 議案第10号 かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第11号 かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について
- (3) 議案第12号 かすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について
- (4) 議案第13号 かすみがうら市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則について
- (5) 議案第14号 かすみがうら市教育委員会告示で定める申請書等の押印等の特例に関する告示について
- (6) 議案第15号 かすみがうら市教育委員会訓令で定める申請書等の押印等の特例に関する訓令について
- (7) 議案第16号 かすみがうら市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について
- (8) 議案第17号 かすみがうら市立小中義務教育学校学校医等の解嘱及び委嘱について
- (9) 議案第18号 かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について
- 【追加議題】
- (10) 議案第19号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

5 その他

6 閉会

令和4年かすみがうら市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和4年3月30日(水) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 9時52分
- 2 開催場所 あじさい館 研修室2
- 3 出席委員 教育長 大山 隆 雄
委員 田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委員 中 島 和 彦
委員 坂 本 雅 子
委員 梶 本 梓
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育部長 田 崎 守 一
学校教育課長 岩 井 雄一郎
生涯学習課長 齋 藤 明
スポーツ振興課長 齋 藤 裕 之
教育指導室長 奥 沢 哲 也
学校教育課 課長補佐 中 村 基 紀 (書記)
学校教育課 総務担当 永 谷 恵 (書記)
- 6 議題
 - (1) 議案第10号 かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
 - (2) 議案第11号 かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について
 - (3) 議案第12号 かすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について
 - (4) 議案第13号 かすみがうら市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則について
 - (5) 議案第14号 かすみがうら市教育委員会告示で定める申請書等の押印等の特例に関する告示について
 - (6) 議案第15号 かすみがうら市教育委員会訓令で定める申請書等の押印等の特例に関する訓令について
 - (7) 議案第16号 かすみがうら市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について
 - (8) 議案第17号 かすみがうら市立小中義務教育学校学校医等の解嘱及び委嘱について
 - (9) 議案第18号 かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について

【追加議題】

 - (10) 議案第19号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について
- 7 その他

8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

事務局 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。

教育長 それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、令和4年かすみがうら市教育委員会3月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました2月定例会及び3月臨時会の会議録の訂正内容について、この場で確認させていただきたいと思いますので、訂正等がございましたら、お願いいたします。

(「特になし」の声あり)

教育長 特にございせんか。
それでは、こちらを決定稿とさせていただきます、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき3～4月の教育長動静について報告)

教育長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 特にございせんか。
それでは議事に入る前に、令和4年かすみがうら市議会第1回定例会において、教育委員会に関する一般質問がございましたので、その内容について教育部長より、報告をお願いいたします。

教育部長 令和4年かすみがうら市議会第1回定例会における一般質問及び答弁内容について、ご報告いたします。

初めに1の会期につきましては、3月3日から3月24日までの22日間で行いました。

次に、2の本会議の状況でございますが、発言通告は全体で8名の議員が質問をしております。その内、教育行政に係る発言通告につきましては、4名の議員でございます。

(2) 通告者及び質問主題ですが、宮嶋謙議員の「千代田中学校区の小

学校利活用と地域コミュニティ・避難所の確保について」から、小倉博議員の「通学路の安全と、オンライン学習の進捗状況について」までの6項目でございました。

(3) 質問及び答弁の要旨でございます。答弁要旨については、原文を記載しております。主な点について報告いたします。

最初にアの宮嶋謙議員からの質問でございます。「市民活動の促進や施設の機能維持のためにも、利活用が始まるまでの間、暫定利用をしていくべきではないか」という観点で、教育委員会へは、体育館の夜間開放事業に関して「霞ヶ浦中学校区では、暫定利用条例をつくって対応してきたが、なぜ千代田中地区ではしないのか」の質問がありました。

答弁としまして、霞ヶ浦地区において条例を策定した当時の背景と、条例が廃止に至った経緯を申し上げ、現在の千代田地区における利用の状況から暫定条例の考えには至っていない旨を、答弁といたしました。

2ページの中段、イの設楽健夫議員からの質問でございます。

①新型コロナウイルス感染症対策について、幼稚園・保育所・小中学校の園及び学級閉鎖、放課後児童クラブの状況と対策についての質問がありました。

答弁としては、小中学校における1月以降の感染者数が、2月末現在で127名となったこと、茨城県からの要請により1月31日から2月18日まで小学校を臨時休校としリモートでの授業を実施したこと。また学級閉鎖については、小学校で4校、霞ヶ浦南小学校で2学級、新治小学校で1学級、下稲吉小学校で3学級、下稲吉東小学校で5学級、中学校においては、下稲吉中学校で2学級を学級閉鎖としたこと、さらに下稲吉中学校区内の小学校において、2月7日から2月10日まで臨時休校としたことなど、またその他、県立高校受験に向けての対策として、市内全域の中学3年生を2月24日から3月2日まで学級閉鎖とした旨を答弁としました。

2ページの下段から3ページにかけての質問については、1人45分の持ち時間切れにより、質問はありませんでした。

続きまして3ページ、ウの佐藤文雄議員からの質問でございます。「義務教育は無償」に関わって保護者負担の解消について問う、ということで、学校給食無償化は勿論のこと、特に教材費の私費負担はやめるべき、との質問がございました。

答弁としまして、各学校が保護者から直接集金しているものは、教材費のほか学年・学級運営費、生徒会費、PTA会費、災害共済掛金など様々なものがあり、無償化を進めるとなれば、市が単独で財政負担をしていかなければならず、給食の無償化と同様に、大きな財政負担と継続的な財源確保が伴うため、現状では難しい状況であり、市としては、子育て支援の施策として、ランドセルの無償化や、公会計化した給食費での安定した提供など、支援策を講じており、また、経済的に厳しい世帯に対しては就学援助費や、特別支援学級に通級する児童生徒への就学奨励費といった扶助費の支給を行っている旨を答弁としました。

エの小倉博議員からの質問でございます。

ページをお捲りいただきまして4ページになります。2段目、コロナ禍で小中学校の休校等により、オンライン学習が実施されている。先生方と児童生徒、それぞれの対応等について、教育長へ伺う質問がありました。

答弁としましては、オンライン学習の進捗状況について、本市においてはこれまで第6波を想定して冬期休業期間を5日間縮小し、学習の保障を行ってきており、この5日間の授業日の確保により、学級閉鎖など事前の対応が行えたこと。休校措置としては、茨城県から小学校においてオンラ

インによるリモート授業への要請を受け、1月31日から2月18日まで臨時休校とし、リモート授業を実施、家庭で対応が困難な児童や、Wi-Fi環境がなくリモート学習が行えない児童に対しては、学校での受け入れを行い、また、下稲吉中学校では、中学校区内の小学校における感染拡大に伴い、2月7日から10日まで臨時休校とし、さらに県立高校受験に向けての対策として、2月24日から3月2日まで市内全校の中学3年生を学年閉鎖とし、リモート授業を実施してきたことを答弁しております。

特に、児童・生徒に対しては、昨年9月の臨時休校時の経験から、スムーズにリモート授業へと移行ができ、教員も準備期間が短い中、それぞれ工夫した授業に取り組んでおり、教育指導室が作成した教員専用のホームページにおいて授業実践の工夫など情報共有をはかっていること、また、実践上の課題については、これまで同様に教育指導室が対応している旨を、答弁しております。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。説明は、以上です。

教 育 長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 特にございませつか。
無いようでしたら、議事に入ります。
議案第10号「かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長 資料の3ページをお願いいたします。
議案第10号「かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、令和4年3月30日提出、教育長名でございます。
かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。この改正につきましては、民法の成人年齢引下げに伴い、これまで生涯学習課長からも説明がありましたように、これまでの成人式について、分掌事務の名称を「成人式」から「二十歳の集い」と改めるものでございます。

説明については以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第10号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」と、議案第12号「かすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について」は、関連する議案ですので、一括して議題といたします。

事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、資料5ページ、議案第11号「かすみがうら市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」及び、8ページ議案第12号「かすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について」につきましては関連しますので、併せてご説明させていただきます。どちらの議案も令和4年3月30日提出、教育長名でございます。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

内容につきましては、6～7ページと9～10ページになります。前回の定例教育委員会での説明と同様になりますが、現在、市長部局で進めている「押印見直し及び行政手続オンライン化推進計画」に則って、押印や署名の廃止、省略を行うものです。

議案第11号は教育委員会事務局に関わるもの、議案第12号は市立の小中義務教育学校に関わるもので、これまでは「押印することを原則」として、また、例外的に押印省略できるものを記載していました。そこで今回の見直しでは、「押印を要する契約書や法令等で押印が規定されているもの、行政処分に係る文書で特に重要なもの」等を記載することで、それ以外のものは原則、押印をしないとして整理してございます。

説明については以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長

質疑が無いようですので、議案第11号及び議案第12号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号及び議案第12号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「かすみがうら市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則について」から、議案第15号「かすみがうら市教育委員会訓令で定める申請書等の押印等の特例に関する訓令について」は、関連する議案ですので、一括して議題といたします。

事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学校教育課長

資料11ページをお願いいたします。議案第13号「かすみがうら市教育委員会規則で定める申請書等の押印等の特例に関する規則について」、次に13ページの議案第14号「かすみがうら市教育委員会告示で定める申請書等の押印等の特例に関する告示について」、次に15ページの第15号「かすみがうら市教育委員会訓令で定める申請書等の押印等の特例に

関する訓令について」の3つともに、令和4年3月30日提出、教育長名でございます。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

先ほどの、議案第11号及び第12号と同様に、市長部局で進めている「押印見直し及び行政手続オンライン化推進計画」に則って、押印や署名の廃止、省略を行うものです。

全庁的に、令和4年4月からの施行する上で、個別の例規を一つ一つ改正してはスピード感を持って対処できないということで、規則や告示、訓令、規程などの種類毎に一括の特例を設け、改正を行うものでございます。教育委員会所管の例規としましては、規則・告示・訓令の3つが該当致します。議案につきましても、この3つ毎に分けての提出となっております。

いずれも、別紙として同封させていただいた「行政手続き見直し結果一覧」の真ん中より左側の列「押印見直し」の「見直し結果」にお示ししている通り、押印の省略や廃止をするものでございます。

なお、今回は令和4年4月スタートに向けて、特例を設けた対応となるため、個別毎の例規につきましては、後日改めて整理や改正を行うことも全庁的に予定されております。

説明につきましては以上です。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第13号から議案第15号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第13号から議案第15号については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「かすみがうら市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局、スポーツ振興課より、説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 資料の17ページをお願いいたします。

議案第16号「かすみがうら市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について」、令和4年3月30日提出、教育長名でございます。

かすみがうら市立学校施設開放規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、18ページをお願いいたします。新旧対照表で説明させていただきます。

第4条の「平成29年」を「平成28年」に改正することについては、例規が間違っていたことがわかりまして、平成29年ではなく平成28年が正しいということで、総務課と確認しております。今回の改正に伴いまして、この文言を改正するものでございます。

また、第6条につきましては、先ほどもありましたが、民法改正により

成人年齢が20歳から18歳に引下げられることになりました。そのことに伴いまして、20歳から18歳に記載も変更になるということでございます。

この改正は、令和4年4月1日から施行するものです。
説明については以上です。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第16号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第17号「かすみがうら市立小中義務教育学校学校医等の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学 校 教 育 課 長 資料19ページをお願いいたします。議案第17号「かすみがうら市立小中義務教育学校学校医等の解嘱及び委嘱について」、令和4年3月30日提出、教育長名でございます。

かすみがうら市立志筑小学校・新治小学校・七会小学校・上佐谷小学校・千代田中学校学校医等の解嘱及び新たに開校する千代田義務教育学校学校医等の委嘱について、かすみがうら市立学校管理規則第20条の規定に基づき、別紙のとおり解嘱及び委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

次の20ページが解嘱となる先生でございます。

その次の21ページが委嘱となる先生でございます。こちらの4名の医師・薬剤師につきましては、千代田地区を区域としております石岡市医師会、石岡市歯科医師会、また土浦薬剤師会の推薦により、今回の方々を提出するものでございます。1番から3番の先生については、市内で開業している先生でございます。4番の薬剤師の先生につきましては、上佐谷地区の出身ということを確認しております。

次の22ページ、こちらの1番から4番からの先生がすべて令和4年4月1日からの任期でございます。

説明については以上です。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第17号については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第18号「かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について」を議題といたします。
事務局、学校教育課教育指導室より、説明をお願いいたします。

教 育 指 導 室 長

24ページをご覧ください。議案第18号「かすみがうら市学校運営協力員の委嘱について」、令和4年3月30日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

標記の件について、かすみがうら市立学校管理規則第19条の2第3項及びかすみがうら市学校運営協力員の定数その他に関する規程第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したく、教育委員会の議決を求めます。

25ページをご覧ください。学校運営協力員は地域団体や青少年育成団体、関係機関などの関係者をはじめ、教育に関する理解や見識を有する者のうちから、協力員として適任と判断した者を校長が推薦したものです。校長が必要に応じ、学校の教育目標や計画に関することや、教育活動、学校と家庭、地域社会の連携に関することについて意見を求めることができます。

25ページの学校運営協力員名簿は、令和4年度、学校統合により市内全7校から推薦された21名となります。そのうち、5番霞ヶ浦北小学校―氏と6番霞ヶ浦北小学校―氏、9番下稲吉小学校―氏、11番下稲吉東小学校―氏の、4名が新任となります。その他17名は再任となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑が無いようですので、議案第18号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。
以上で本日予定していました付議案件の審議は終了しましたが、事務局から、議題1件を追加したいとの申し出があります。
本日の議題に追加してよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、本日の議題に追加することにいたします。
追加議題について、配布願います。

(資料配布)

教 育 長 それでは、議案に移る前にお諮りいたします。
議案第19号は、教育委員会事務局の人事に関する内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を『非公開』としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号は『非公開』といたします。

----- [以下、非公開] -----

議案第19号 かすみがうら市教育委員会事務局職員人事異動について

----- [以下、公開] -----

教 育 長 以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(千代田中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。

その他、報告事項又は質問等がありましたらお願いいたします。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 それではここで、私から退職者を紹介させていただきたいと思います。

(教育部長の略歴紹介)

(教育部長より挨拶)

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。
次回の教育委員会4月定例会は、令和4年4月26日(火曜日)午前9時から、あじさい館研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会3月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前 9時52分

- 10 議決事項
- 議案第10号について可決
 - 議案第11号について可決
 - 議案第12号について可決
 - 議案第13号について可決
 - 議案第14号について可決
 - 議案第15号について可決
 - 議案第16号について可決
 - 議案第17号について可決
 - 議案第18号について可決
 - 議案第19号について可決